

〔資料〕

企業活動における租税法制の位置付けに関する アンケート調査結果（2016年）

古賀敬作

【目次】

- I 調査の概要
- II 集計結果・分析
- III まとめ
- (資料) アンケート調査票

I 調査の概要

1. 趣旨

帝国データバンク大阪支社による近畿地区企業への2016年の景気動向意識調査によれば、「踊り場」局面と捉える企業が半数超を占めた、報告とされる¹⁾。また、同調査報告書では、2017年の景気見通しについては、「回復」を見込む企業は12.1%で、2016年見通し（2015年11月調査）から1.1ポイント増加、「悪化」は19.2%で同5.1ポイント減少、また、「踊り場」局面を見込む企業も減少した一方、「分からない」が調査開始以降で初めて3割を超え、先行き見通しに対する不透明感が一段と高まっている、との報告がされている²⁾。そうした中、わが国の雇用の大半を担い、地域経済を支える基盤となっている中小企業については、『2017年度版中小企業白書』によれば、中小企業の業況判断DIは、2014年4月の消費税率の引上げに伴って大きく上下したものの、その後は2015年第4四半期まで緩やかに上昇し、2016年に入って以降は、2016年4月の熊本地震の影響等で2期連続の低下となったものの、以降は上昇しており、2017年第1四半期の調査でも上昇しているなど、足下では持ち直し基調にある、と報告される³⁾。

本調査は、こうした近畿地区の企業および中小企業の経営を取り巻く環境の中、近時の

1) 帝国データバンク大阪支社「2017年の景気見通しに対する近畿地区企業の意識調査」2頁（2016年12月27日）<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/s161203_58.pdf>

2) 同上、3頁

3) 井藤 哉「中小企業税制のあり方」経済経営論集25巻1号35頁（2017年）参照。<https://nue.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=197&item_no=1&page_id=32&block_id=39>

税制改正も踏まえ、税制が企業経営活動においてどのように位置付けられているかを、理論と実践との文脈で確認することを目的とするものである。

2. 調査内容等

◎調査期間：平成28年12月22（木）から平成29年1月25日（水）

◎調査方法：郵送によるアンケート調査

◎調査対象：近畿圏内企業（学生の任意選択企業、大阪府の「経営革新計画承認企業」（平成28年度）を主な対象とした342社（その内、4社が住所不明等の理由により不到着）

◎主な調査内容：

①企業の業種、従業員数、規模（従業員数、資本金）に関する属性データ

②経営動向

③国内関連税制（交際費課税、企業版ふるさと納税、地方拠点強化税制、中小企業新規取得機械装置の固定資産税半減特例、所得拡大促進税制《賃上げ減税》、建物付属設備及び構築物の定額法など）

④海外進出と税制

（アンケート調査票別添）

◎回答状況 回答企業62社（回答率 18.3%）

Ⅱ. 収集結果・分析

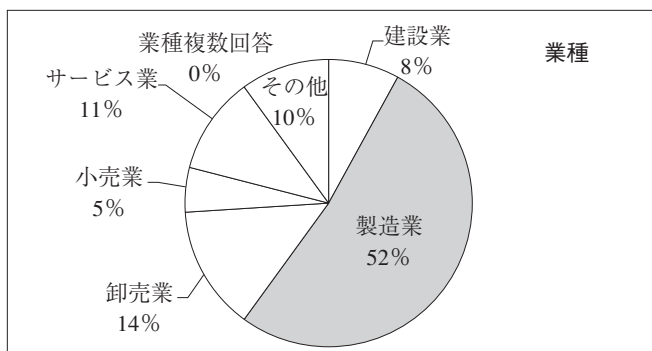
1. 回答企業の属性

1-1 業種

回答企業62社の業種は、「製造業」32社（52%）が最も多く、次いで「卸売業」9社（14%）で、「サービス業」7社（11%）であった。

なお、「その他」6社（10%）の内訳には、不動産業、物品賃貸業、セキュリティ工事業、ホテル製品の企画から生産・コンサルティングなどが含まれており、日本標準産業分類上（平成25年10月改定⁴⁾）、卸業やサービス業に分類されると見て取れる回答もあった。

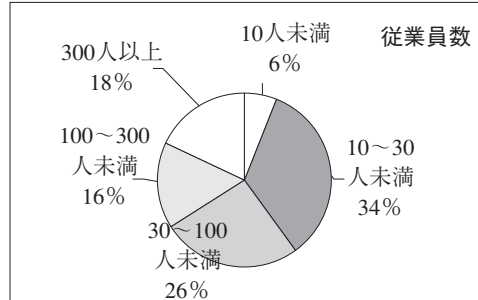
業種	
建設業	5
製造業	32
卸売業	9
小売業	3
サービス業	7
その他	6
業種複数回答	0
計（社数）	62



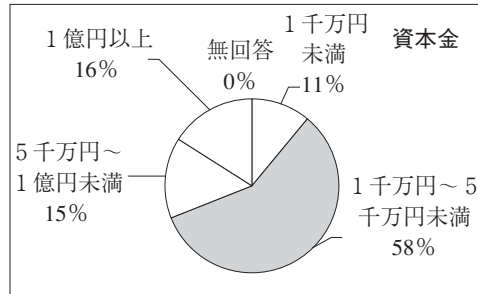
1-2 企業規模（従業員数・資本金）

回答企業62社の従業員数は、近畿圏内の中小企業等がその主な調査対象ということもあり、ほとんどが「従業員数300人未満」の企業（51社、76%）であった。資本金は、「1千万円～5千万円未満」36社（58%）が最も多く、全体の5割を超えていた。

従業員数	
10人未満	4
10～30人未満	21
30～100人未満	16
100～300人未満	10
300人以上	11
計（社数）	62



資本金	
1千万円未満	7
1千万円～5千万円未満	36
5千万円～1億円未満	9
1億円以上	10
無回答	0
計（社数）	62



なお、中小企業の定義について、平成12年（2000年）に、企業規模の理論を基軸に政策的支援の見地から抜本的に改正された中小企業基本法⁵⁾によれば、その2条第1項は「資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（中略）に属する事業を主たる事業として営むもの」と定める。

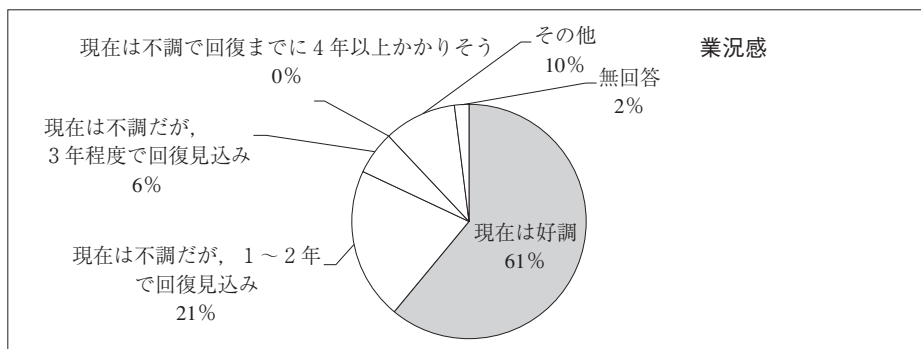
2. 経営動向～業況感～

回答企業62社の業況感は、約6割（38社）が「現在は好調」と回答している。しかし、現在は不調であるが、1～2年程度で回復を見込んでいる回答企業が、13社（21%）があった。回復に至るための何らかの打開策を持っているものと推察される。

4) 詳細については、総務省ウェブサイト<http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm>を参照されたい。

5) 平成12年に改定の新中小企業基本法について、その政策理念と企業規模との理論的構図について説示するものとして、佐藤英明「わが国における「中小企業税制」の意義と展望」租税法研究第38号73-75頁（2010年）がある。また、中小企業基本法の詳細や当基本法の定義付けについては、中小企業庁ウェブサイト<<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>>を参照されたい。

業況	
現在は好調	38
現在は不調だが、1～2年で回復見込み	13
現在は不調だが、3年程度で回復見込み	4
現在は不調で回復までに4年以上かかりそう	0
その他	6
無回答	1
計(社数)	62



3. 国内税制の影響

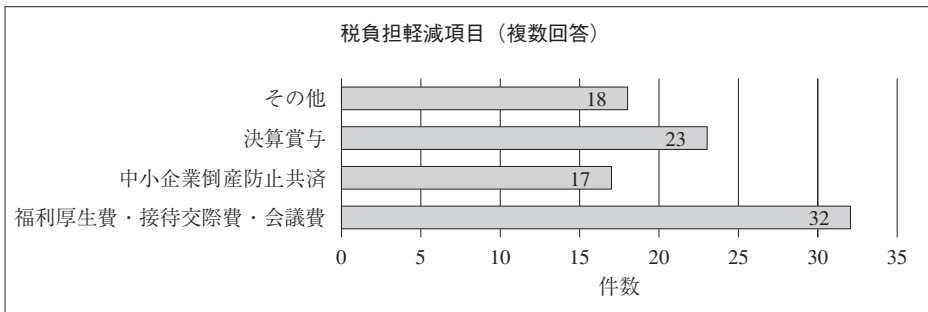
3-1 税負担軽減項目⁶⁾

回答企業62社（複数回答）のうち、税負担軽減の充当項目として、「福利厚生費・接待交際費・会議」32社（35%）、「決算賞与」23社（26%）の順で多く、「その他」が18社

6) 今回のアンケート調査で選択肢として、「1. 福利厚生費・接待費・会議費」、「2. 中小企業倒産防止共済」、「3. 決算賞与」、「4. その他」、以上である。「福利厚生費」とは、従業員の福祉向上のために行う賃金以外の間接的給付で、法定福利費と厚生費からなる。法定福利費とは、労働基準法に基づく災害補償、その他法令による社会保険（厚生年金保険・健康保険・労災保険・雇用保険等）の事業主負担分のことを指す。一方、厚生費は、従業員の医療、衛生、慰安、修養等のために会社が支出する費用を指す。税法上は福利厚生費の明確な定義はないが、一般的には「会社とその従業員の生活の向上と労働環境の改善のために支出する費用のうち、給与、交際費及び資産の取得価額以外のもので、従業員の福利厚生のため、すべての従業員に公平であり、社会通念上妥当な金額までの費用」とされている。法定福利費については税法上損金算入が認められているが、厚生費については給与及び交際費との区分が必ずしも明確であるとはいえず、税法判断が必要となる。「接待交際費」とは、通常、営業目的やその他の目的のために仕入先や事業の関係者に対して接待・供応・慰安・贈答などを行った場合に、支出した費用を管理するための勘定科目であり、これと混同しやすい「会議費」とは、社内もしくは取引先との会議に必要な費用を管理するための勘定科目である。なお、5,000円以下の接待交際費に類する飲食代については法人税法上「交際費等」として認められないが、「一定の記載」があれば会議費として損金算入することができる。「中小企業倒産防止共済」（経営セーフティ共済）とは、取引先が倒産したときに、中小企業者に迅速に資金を貸し出す共済制度であり、その掛金は法人税法上、損金算入ができ、また、消費税法上、非課税仕入れとなる。

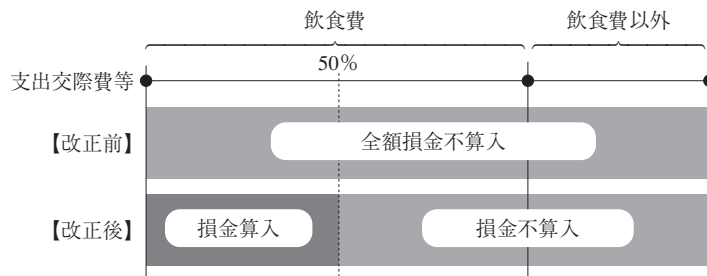
(20%) で、「中小企業倒産防止共済」が17社（19%）であった。なお、「その他」の内訳としては、補助金など、設備投資、生命保険、租税特別措置法の活用、特にしていない、オペレーションリース、航空機リースの匿名組合投資などの回答があった。

税負担軽減	
福利厚生費・接待交際費・会議費	32
中小企業倒産防止共済	17
決算賞与	23
その他	18
計（社数）	90



3-2 交際費課税緩和の影響

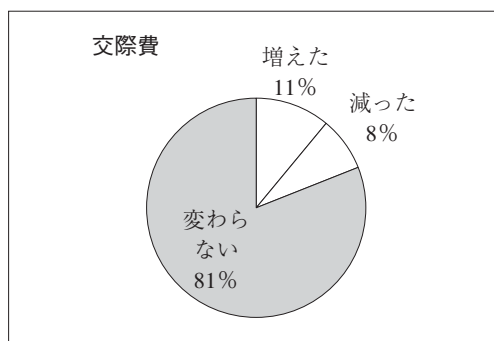
交際費の損金不算入制度は、交際費の濫費を抑制し、企業の資本蓄積を促進することを目的として、昭和29年（1954年）度に創設された。当制度は3年間の時限立法として創設されたが、時代の流れとともに変更はあるものの、現在まで存続している制度である。平成26年（2014年）度の税制改正では、交際費に関する企業の税負担を軽減し、飲食店での接待需要の喚起を目的として、一部緩和された。主な改正点は、以下のとおり。法人が支出する交際費等（一人当たり5,000円以下の飲食費を除く。）は、原則として全額損金不算入。ただし、中小法人（資本金額または出資金額が1億円以下（事業年度終了日）の法人。ただし、資本金の額が5億円以上の法人の完全子会社を除く。）については、年800万円に達するまでの全額損金算入可。また、中小法人については、飲食費の50%と定額控除額800万円のどちらかを選択。



（出所）財務省「平成26年度税制改正 法人課税」<http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei14/01.htm>

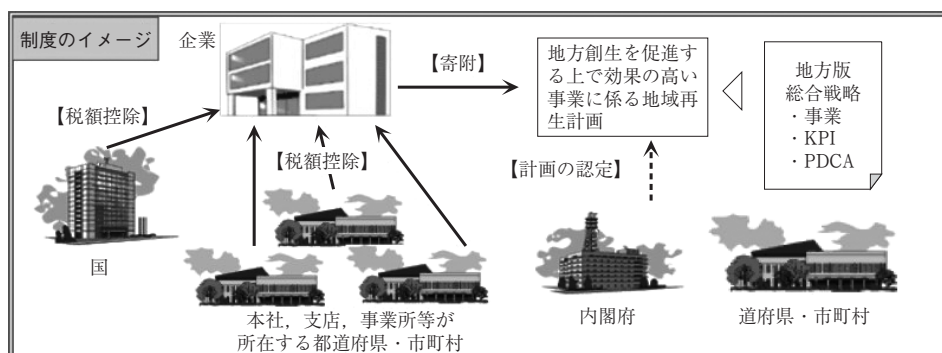
回答企業62社についてみると、課税緩和により交際費の割合について、「変わらない」と回答した企業が約8割（50社）であった。

交際費	
増えた	7
減った	5
変わらない	50
計（社数）	62



3-3 企業版ふるさと納税

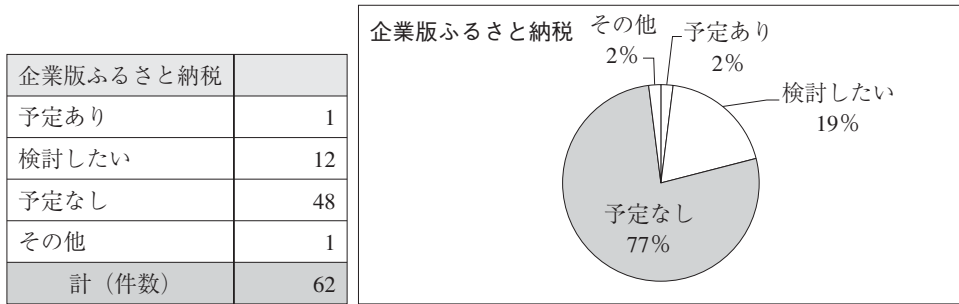
平成28年度税制改正において、「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」が創設され、この制度により、地方公共団体が行う地方創生のプロジェクトに対して、民間企業が寄附を行った場合、税額控除の措置を受けることができる⁷⁾。



(出所) 泉佐野市企業版ふるさと納税サイト<<http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/koushitsu/seisaku/menu/furusato/1479623067325.html>>

回答企業62社のうち、「(納税) 予定ないし」と回答した企業が7割を超えていた（48社）。全国的に事例もそれほど多くはなく、「検討したい」と回答した企業もあり（12社，19%），今後，自治体の取組みが活発化すれば，納税を検討する企業も増えてくるとも察せられる。

7) 大阪府ウェブサイト「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyochosei/kigyofu_furusato/index.html>でも幾つか紹介されている。なお、本文中の（出所）にある泉佐野市企業版ふるさと納税のプロジェクトは、りんくうタウンの観光拠点としての魅力を発揮させるため、全国的に減少傾向にあるアイススケートリンク場を整備し、スケート関連の大会開催時に必要となる関係者やインバウンド観光客用の宿泊施設の誘致をはじめ、りんくうタウン駅ビルを市が取得することで商業テナントの誘致を積極的に進めることにより安定した雇用の創出及び新たな人の流れをつくる、「りんくうタウン活性化プロジェクト」である<http://www.city.izumisano.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/33/t_keikaku.pdf>



3-4 地方拠点強化税制（地方への本社移転支援税制）

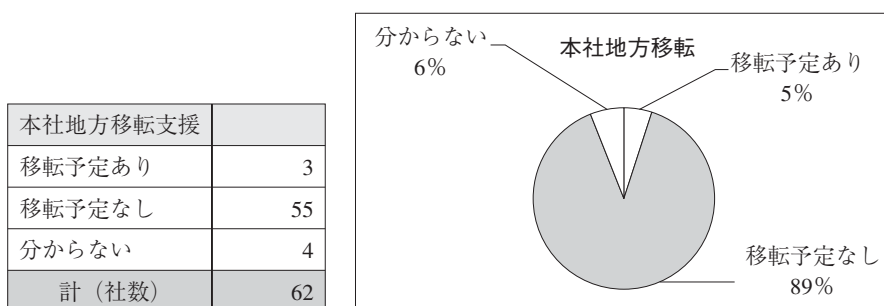
「地方創生」をスローガンとして掲げ、平成27年（2015年）税制改正により創設され、さらに平成29年（2017年）税制改正により拡充された地方拠点強化税制は、投資減税部分の控除率を維持するとともに、地方拠点での新規雇用者数に応じた税額控除制度について、無期・フルタイムの新規雇用に対する税額控除額を上乗せする等の措置を講ずる制度である。なお、下記の図は平成29年度税制拡充の概要であるが、「移転型」とは、東京に本社を置く企業が地方都市に新社屋を建設し本社を移転する場合など、東京23区から地方に本社機能を移転する場合に適用でき、「拡充型」とは地方に本社を置く企業がその本社を増築したり、東京23区以外に本社を置く企業が地方都市に移転する場合などに、地方において本社機能を拡充する事業者が適用できる。

- ① オフィス等に係る税額控除 ➡ 税額控除率をこれまでの水準（移転型7%・拡充型4%）に維持
- ② 雇用促進税制の特例の拡充等 ➡ 無期・フルタイムの新規雇用に対する税額控除額を上乗せ等
※平成29年4月1日以後に開始する事業年度において適用します。

雇用促進税制	地方拠点強化税制	
「同意雇用開発促進地域内事業所の前期比無期・フルタイムの新規雇用増（法人全体の前期比雇用増を上限）×40万円」の税額控除 要件 i：法人全体の前期比雇用増が5人（中小2人）以上 要件 ii：法人全体の雇用者数が前期比10%以上増 【同意雇用開発促進地域】有効求人倍率が全国平均の3分の2以下であるなどの要件を満たす地域	特例 1	特例 2
	【改正前】 特定業務施設における前期比雇用増（法人全体の前期比雇用増を上限）×50万円（要件 ii を満たさない場合、20万円） 【改正後】 特定業務施設における前期比雇用増のうち無期・フルタイムの新規雇用について、税額控除額を一人あたり10万円上乗せ*	移転型の「計画」である場合に限り、当該地方拠点における「計画」認定直前期の雇用者数に対する雇用増×30万円（最長3年間）

※特定業務施設における新規雇用者のうち非正規雇用者の比率が全国平均（40%）を超える場合、超過した非正規雇用者に関する税額控除額は一人あたり10万円減額。なお、特定業務施設とは、事業者の事業や業務を管理、統轄、運営している施設である。（出所）財務省「平成29年度税制改正 法人課税」<http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei17/02.htm#a05>

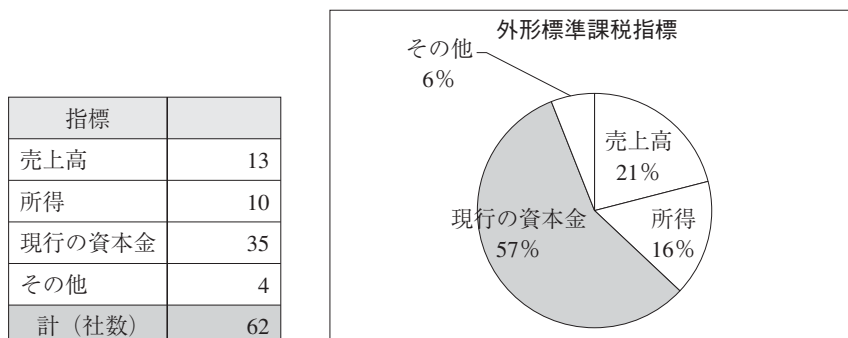
回答企業62社のうち、「移転予定なし」と回答した企業が9割を超えていた（55社）。一方で、インバウンドの状況も気になるところである。



3-5 外形標準課税の指標

平成27年（2015年）度税制改正により、地方法人課税における応益課税を強化し、企業が「稼ぐ力」を高めるインセンティブともなるよう、大法人向けの法人事業税のうち、所得割の税率の引下げに伴う外形標準課税の拡大がおこなわれた。この改正により、いわゆる赤字法人からも一定の税収を得ることができるようになったが、中小法人への影響を考慮し、外形標準課税は資本金額1億円超の法人に適用されることとされ（地法72の2①一）、他方、所得割の税率が引き下げられることとなったことを受け、所得水準が十分に大きい法人にとっては、外形基準による税負担の増加を所得基準による税負担の減少が上回り、結果として減税効果をもたらすケースもある⁸⁾。

回答企業62社のうち、「現行（改正前）の資本金の指標が適当」（《改正前》所得割：付加価値割＋資本割＝3：1/付加価値割：資本割＝2：1 → 《平成27年度改正》所得割：付加価値割＋資本割＝5：3 → 《平成28年度改正》所得割：付加価値割＋資本割＝1：1）と回答した企業が過半数以上を占めた（35社，57%）。また、「その他」と回答した企業の中には、「中小企業にとってこの税制は死活問題。制定されないほうがよい」、「実質的には、大企業でありながら、資本金を1億円以下に減資する企業が出現し、一層、税の不公平感が増しているため、新たな指標の導入が望まれる」といった意見が見受けられた。



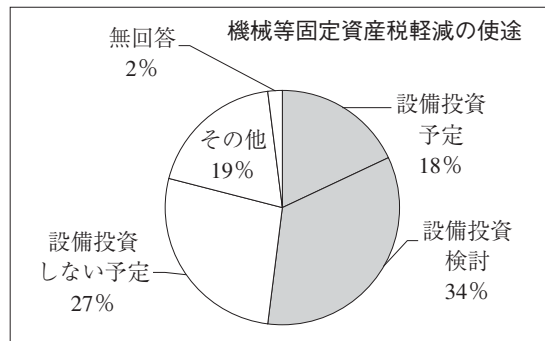
8) 鯨岡 健太郎「法人事業税に係る平成27年度税制改正事項～外形標準課税の拡大，所得拡大促進税制の適用など～ 【第1回】「法人事業税の性質と税制改正の経緯」（公開日：2015年6月18日）
<<https://profession-net.com/professionjournal/corporate-enterprise-article-3/>>

3-6 機械等固定資産税軽減の使途

平成28年5月24日に「中小企業等経営強化法」が国会で成立し、同法には中小企業者等が同法施行日（平成28年7月頃）から平成31年3月31日までの間に一定の機械装置を新たに取得した際、固定資産税を3年間半減する特例の創設などが盛り込まれた。付言すれば、中小企業・小規模事業者等は、人材育成、コスト管理のマネジメントの向上や設備投資等、事業者の経営力を向上させるための取組内容などを記載した事業計画（「経営力向上計画」）を作成し、計画の認定を受けた事業者は、機械及び装置の固定資産税の軽減（資本金1億円以下の会社等を対象、3年間半減）や金融支援等（低利融資、債務保証等）の特例措置を受けることができる⁹⁾。

回答企業62社の半数以上が、減税分を設備投資に回すこと検討・予定、と回答しており（33社、52%）、そのインセンティブ効果として同法が経営強化支援に資する現状にあることが窺える。

機械等固定資産税軽減使途	
設備投資予定	11
設備投資検討	21
設備投資しない予定	17
その他	12
無回答	1
計（社数）	62



3-7 定額法一本化の影響

平成28年度税制改正により、建物附属設備および構築物ならびに鉱業用の建物等の償却限度額の算定方法について、定率法が廃止。平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備および構築物については定額法のみが認められ、平成28年4月1日以後に取得する鉱業用減価償却資産（建物、建物附属設備および構築物に限る）については定額法又は生産高比例法によることになった¹⁰⁾。

改正後の償却方法（平成28年4月1日以後取得分から）

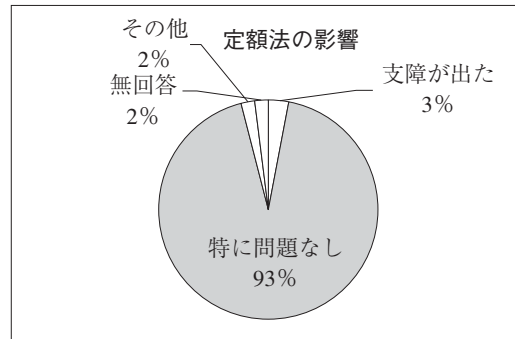
資産の区分	償却方法
建物附属設備および構築物	定額法
鉱業用減価償却資産（建物、建物附属設備および構築物に限る）	定額法又は生産高比例法

9) 中小企業等経営強化法に基づく経営支援サポートについては、中小企業庁ウェブサイト「経営強化法による支援」<<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>>を参照されたい。

10) 太田達也「建物附属設備・構築物に係る減価償却の改正と企業会計上の対応その他実務上の対応～平成28年度税制改正による定額法への1本化の実務に与える影響～」(2016.05.02) <<https://www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting/ota-tatsuya-point-of-view/2016-05-02.html>>

回答企業62社の9割（58社、93%）が、この定額法一本化に「特に問題なし」との回答であった。

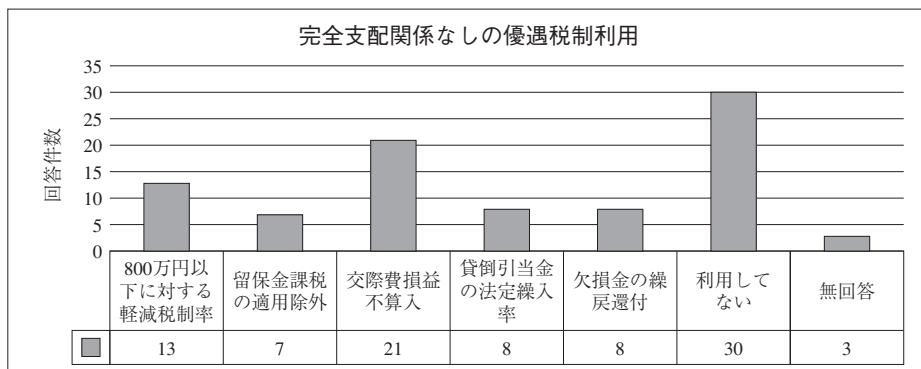
定額法の影響	
支障が出た	2
特に問題なし	58
その他	1
無回答	1
計（社数）	62



3-8 100%支配関係のない場合の優遇税制利用状況

回答企業62社（複数回答）のうち、「利用していない」と回答した企業が最も多かった（30社、33%）が、資本金等各種優遇税制の適用要件を充足していなため、かかる結果になったとも思われる。

優遇税制	
800万円以下に対する軽減税制率	13
留保金課税の適用除外	7
交際費損益不算入	21
貸倒引当金の法定繰入率	8
欠損金の繰戻還付	8
利用していない	30
無回答	3
計（社数）	



3-9 所得拡大促進税制（賃上げ実施に伴う減税）

従業員に支給する給与が増加した場合に減税をおこなう所得拡大促進税制が、平成29年度改正で要件の一部変更と控除税額増額がおこなわれた。大企業については、前年度比2%以上の賃上げを行う企業に支援を重点化した上で、給与支給総額の前年度からの増加額

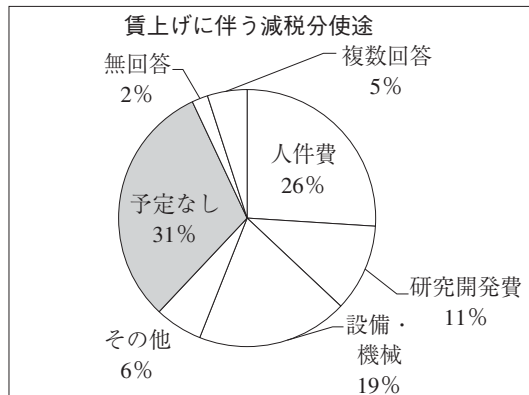
への支援が拡充され（前年度からの増加分について12%）。中小企業については、改正前の制度を維持しつつ、前年度比2%以上の賃上げを行う企業について、給与支給総額の前年度からの増加額への支援が大幅に拡充された（前年度からの増加分について22%）。※平成29年4月1日以後に開始する事業年度において適用。

	改正前	改正後
大企業	<p>【要件】 ①給与等支給総額：平成24年度から一定割合以上増加 ②給与等支給総額：前事業年度以上 ③平均給与等支給額：前事業年度を上回る</p> <p>【税額控除】 ・給与等支給総額の24年度からの増加額の10% 〈要件①の増加要件割合〉</p>	<p>【要件】 ①・② 変更なし ③平均給与等支給額：前年度比2%以上増の要件に変更</p> <p>【税額控除】 ・給与等支給総額の24年度からの増加額に対する10%の税額控除に加え、前年度からの増加額について、2%の税額控除を上乗せ →合計12%</p>
中小企業	<p>【要件】 ①～③同上 ※但し①の増加割合は以下の通り</p> <p>【税額控除】 ・給与等支給総額の24年度からの増加額の10% 〈要件①の増加要件割合〉</p>	<p>【要件】 ①～③変更なし</p> <p>【税額控除】 ・給与等支給総額の24年度からの増加額に対する10%の税額控除に加え、平均給与等支給額が前年度比2%以上増の場合は、給与等支給総額の前年度からの増加額について、12%の税額控除を上乗せ →合計22%</p>

（出所）財務省「平成29年度税制改正 法人課税」<http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei17/02.htm>

回答企業62社（複数回答）のうち、約3割（19社，31%）が「賃上げ実施をおこなう予定なし」との回答であった。また、その減税分を「人件費」に充当すると回答した企業は16社（26%）にとどまった。雇用促進をその目的とする当該税制のインセンティブ効果が若干効いていないようにも見て取れる。

賃上げ実施に伴う減税分使途	
人件費	16
研究開発費	7
設備・機械	12
その他	4
予定なし	19
無回答	1
複数回答	3
計（社数）	62

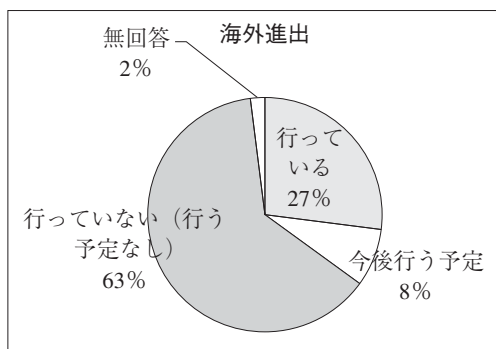


4 海外進出と税制

4-1 海外進出への姿勢

海外進出の姿勢について、「行っている」(17社, 27%),「今後おこなう予定」(5社, 20%),とあわせて約3割超と、回答企業に積極的姿勢が見受けられなかった。なお、「行っている」と回答した企業の進出先は、中国, タイ, 台湾, ベトナムが多く、欧米は1社であった。「今後行う予定」と回答した企業については、中国, ベトナム, 米国, であった。

海外進出	
行っている	17
今後行う予定	5
行っていない(行う予定なし)	39
無回答	1
計(件数)	62

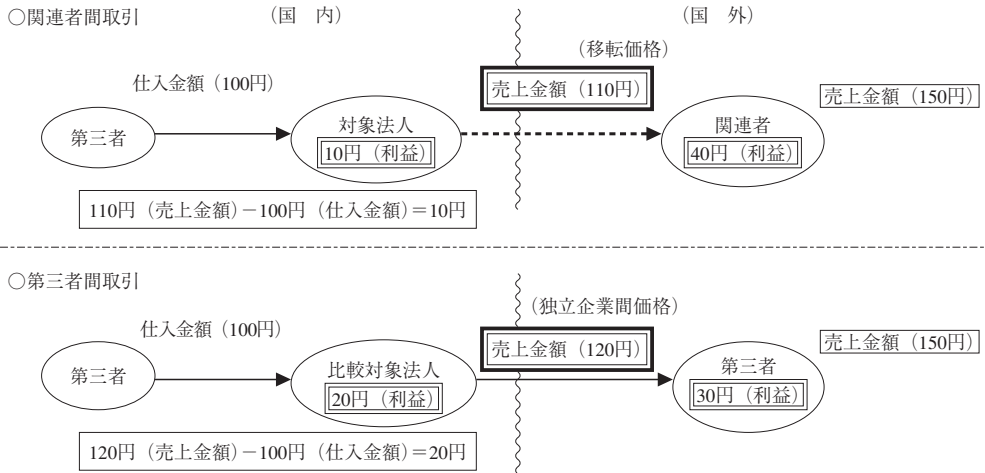


また、進出等理由については、「内需減少をカバーするため。」「生産そのものを海外でおこなってきた。」「海外市場の開拓。」「新たな顧客・生産拠点を求めて。」「重要な得意先の進出に同行。」「カーメーカーが海外進出したため。」等、さまざま理由が見受けられた。

4-2 移転価格税制の位置付け

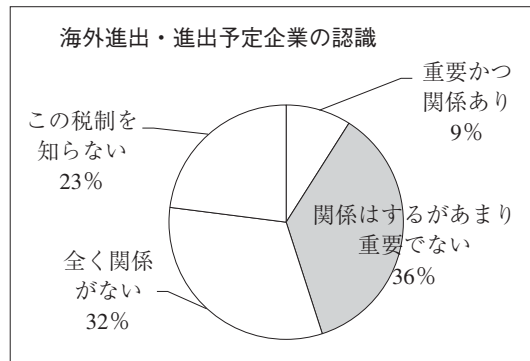
移転価格税制(Transfer pricing Taxation)¹¹⁾は、海外の関連企業との取引価格(移転価格)に係る税制であるため、海外取引をおこなう企業にとってはその経営戦略に関わりを有するとおもわれるが、現在海外進出を「おこなってる」と回答企業および「今後おこなう予定」と回答した企業については、当該税制について認識はされているようである。

11) 移転価格税制とは、企業が海外の関連企業との取引価格(移転価格)を通常の価格と異なる金額に設定すれば、一方の利益を他方に移転することが可能となるため、このような海外の関連企業との間の取引を通じた所得の海外移転を防止するため、海外の関連企業との取引が、通常の取引価格(独立企業間価格)で行われたものとみなして所得を計算し、課税する制度である。わが国の独立企業間価格の算定方法は、OECD 移転価格ガイドラインにおいて国際的に認められた方法に沿った次のようなものとなっている。基本3法として、独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法がある、また、その他の方法として、取引単位営業利益法と利益分割法(比較利益分割法・寄与度利益分割法・残余利益分割法)がある(財務省ホームページ「移転価格税制の概要」<http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/177.htm>参照)。



(出所：財務省ホームページ「移転価格税制の仕組み (図解)」より抜粋)

海外進出・進出予定回答企業の認識	
重要かつ関係あり	2
関係はするがあまり重要でない	8
全く関係がない	7
この税制を知らない	5
計 (社数)	22



Ⅲ まとめ

今回、主に近畿圏の中小企業等338社（その内、回答企業62社）の経営活動における税制の位置付けについてアンケート調査をおこなった。2015年度に引き続き、第2回目のアンケート調査であったが、まだまだ体系的な質問を設定することができず、実践的な実学としての税法ないし税制を考える良い契機となった。

企業の経営戦略において税制がうまくそのインセンティブ効果を発揮している局面もある（たとえば、機械等固定資産税軽減の用途など）一方で、その税制の効果に疑義が生ずる局面も見て取れた（たとえば、交際費課税の緩和や所得拡大促進税制など）。

（経営学部税法ゼミナールアンケート調査作業協力者、2018.3.1 現在）

[第4学年]

石倉 克樹（経営学部ビジネス法学科） 影山 詩歩（経営学部ビジネス法学科）
 大重 雄輝（経営学部ビジネス法学科） 川崎 光（経営学部ビジネス法学科）
 小山 翔也（経営学部ビジネス法学科） 竹川 暁之（経営学部ビジネス法学科）

玉川 晃基 (経営学部ビジネス法学科) 西辻 晟波 (経営学部ビジネス法学科)
 中尾 幸成 (経営学部ビジネス法学科)
 前田 聖也 (経営学部ビジネス法学科)
 若松 勲 (経営学部ビジネス法学科)
 白水 拓人 (経営学部ビジネス法学科)
 前川 秀輔 (経営学部ビジネス法学科)
 SAKUNKAWINKORN THAYAKORN<サクンカウインコーン タヤコーン>
 (経営学部ビジネス法学科)

[第3学年]

笠原 章汰 (経営学部ビジネス法学科) 氏家 優美 (経営学部ビジネス法学科)
 小松谷 美樹 (経営学部ビジネス法学科) 古月 綾乃 (経営学部ビジネス法学科)
 佐渡 千晶 (経営学部ビジネス法学科) 坂井 春香 (経営学部ビジネス法学科)
 藤原 健太郎 (経営学部ビジネス法学科) 伊達 光輝 (経営学部ビジネス法学科)
 木村 茜莉 (経営学部ビジネス法学科) 中村 優希 (経営学部ビジネス法学科)
 小山 あさひ (経営学部ビジネス法学科) 西口 美奈恵 (経営学部ビジネス法学科)
 半田 侑子 (経営学部ビジネス法学科) 真喜志 晃 (経営学部ビジネス法学科)
 細見 直毅 (経営学部ビジネス法学科) 米田 直樹 (経営学部ビジネス法学科)
 岩木 美菜子 (経営学部ビジネス法学科)

(資料)

アンケート調査票

<企業活動における税制の位置付けに関する調査>

誠に恐れ入りますが、本回答用紙は、平成29年1月25日迄に、同封の返信用封筒にてご返送くださいますよう、お願い申し上げます。

No.	質問事項	記入欄
1	貴社名を教えてください。	貴社名：_____
2	ご記入担当者様の、所属部署・役職名・ご氏名・ご連絡先について教えてください。	所属部署：_____ 役職名：_____ ご氏名：_____ ご連絡先 Tel：(_____)_____ e-mail：_____

3	貴社の業種について教えてください。 (1つに○印)	1. 建設業 2. 製造業 3. 卸売業 4. 小売業 5. サービス業 6. その他 ()
4	貴社の従業員数（役員を除く正社員，その他社員の合計）について教えてください。（1つに○印）	1. 10人未満 2. 10～30人未満 3. 30～100人未満 4. 100～300人未満 5. 300人以上
5	貴社の資本金について教えてください。 (1つに○印)	1. 1千万円未満 2. 1千万円～5千万円未満 3. 5千万円～1億円未満 4. 1億円以上
6	貴社の業況について教えてください。 (1つに○印)	1. 現在は好調 2. 現在は不調だが1～2年で回復見込み 3. 現在は不調だが3年程度で回復見込み 4. 現在は不調で回復まで4年以上かかりそう 5. その他 ()
7	貴社の税負担軽減についてどの項目に充当しているか教えてください。（複数回答可）	1. 福利厚生費・接待交際費・会議費 2. 中小企業倒産防止共済 3. 決算賞与 4. その他 ()
8	平成26年に交際費課税緩和の改正が行われてからどのように交際費の割合が変化しましたか。 (1つに○印)	1. 増えた（税制が改正されたから or 改正に関係なく） 2. 減った 3. 変わらない
9	平成28年度改正における企業版ふるさと納税の貴社の対応について教えてください。 (1つに○印)	1. 寄付をする予定である 2. 寄付をするか検討したい 3. 寄付はしない予定である 4. その他 ()
10	平成28年度改正で企業の地方への本社移転を支援するための税制措置が創設されることになった。貴社は本社を移転させる予定があるか教えてください。 (1つに○印)	1. 移す予定はある 移転候補地【複数回答可】(a. 北海道 b. 東北 c. 関東 d. 中部 e. 近畿 f. 中国 g. 四国 h. 九州) *具体的な都道府県があれば併せてご回答ください () 2. 移す予定はない 3. 分からない
11	平成28年度税制改正で資本金1億円以上の企業を対象に外形標準課税の強化が図れましたが，1億円以下への範囲拡大も懸念されます。資本金を指標とすることについての適否について教えてください。（1つに○印）	1. 指標として売上高が適当 2. 指標として所得が適当 3. 現在の資本金の指標が適当 4. その他 ()

12	平成28年度改正で中小企業者等が機械及び装置を取得した場合に固定資産税の課税標準が軽減される措置が創設された。貴社は本制度にどのような対応をするのか教えてください。 (1つに○印)	1. 本制度が創設されたことも踏まえ、設備投資する予定である。 2. 本制度が創設されたことも踏まえ、設備投資を検討したい 3. 設備投資をしない予定である その他 ()
13	平成28年度改正において建物附属設備、構築物の減価償却が定額法に一本化されたことにより貴社が影響を受けたか教えてください。 (1つに○印)	1. 支障が出た 2. 特に問題はない その他 ()
14	中小法人であり、かつ資本金が5億円以上の法人との100%支配関係がない場合に受けられる制度のうち、どの制度を利用しているか教えてください。(複数回答可)	1. 所得金額800万円以下に対する軽減税率 2. 留保金課税の適用除外 3. 交際費等の損益不算入額の計算 4. 貸倒引当金の一括評価計算上の法定繰入率の適用 5. 欠損金の繰戻還付の適用 6. 利用していない
15	平成29年度改正で賃上げを実施した中小企業を対象に法人税の減税額を引き上げる措置について、貴社は減税分をどの分野に投資する予定なのか教えてください。 (1つに○印)	1. 人件費 2. 研究・開発費 3. 設備・機器 4. その他 () 5. 予定なし
16	貴社の海外進出について教えてください。 (1つに○印)	1. 行っている (理由:) (進出先:) 2. 今後おこなう予定 (進出予定地:) 3. 行っていない(行う予定がない)
17	移転価格税制について、貴社の経営戦略上の位置付けについて教えてください。(1つに○印)	1. 重要かつ関係がある 2. 関係はするがあまり重要でない 3. 全く関係がない 4. この税制を知らない

質問は以上です。お忙しいところご協力頂き、誠にありがとうございました。